

金沢美術工芸大学 製品デザイン専攻 レーザー加工機賃貸借に関する契約書

公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）とは製品デザイン専攻 レーザー加工機の賃貸借に関し、次の通り契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 双方は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（レーザー加工機の機種及び仕様）

第2条 発注者が受注者から賃貸するレーザー加工機の仕様は、別紙に定めたとおりとする。

（賃貸借期間）

第3条 レーザー加工機の賃貸借する期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和元年11月1日から令和6年10月31日までとする。

（賃貸料）

第4条 発注者は、賃貸したレーザー加工機の賃貸料として月額金、 円（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 円）を受注者に支払うものとする。

2 前項の取引に係る消費税および地方消費税の額は、賃貸料に110分の10を乗じて得た額である。

3 月の途中で契約し、または契約した場合の賃貸料は、その月の暦日数による日割り計算とし、その金額に円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（賃貸料の支払）

第5条 受注者は、発注者が賃借したレーザー加工機に係る毎月分の賃借料を発注者が指定する請求書により、発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から前項の規定に基づく請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に当該請求に係る賃借料を支払うものとする。

（レーザー加工機の保守）

第6条 受注者は、発注者が賃借したレーザー加工機を発注者が常時正常な状態で使用できるように保守しなければならない。

2 受注者は、発注者が賃借したレーザー加工機が故障した場合は、発注者からの連絡により、直ちにレーザー加工機を正常な状態に回復させなければならない。

（レーザー加工機の管理）

第7条 発注者は、賃借したレーザー加工機を善良な管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

（保険）

第8条 受注者は、本契約期間中機器に対して、受注者の負担で受注者所定の動産総合保険を付保するものとする。

(レーザー加工機の撤去)

第9条 受注者は、本契約書で発注する賃貸借が終了した機器について、解体や設置場からの撤去等の費用を含め、責任を持って処分する。

(損害賠償)

第10条 受注者は、発注者が故意または重過失により賃借したレーザー加工機に損害を与えたときは、その賠償を発注者に請求することができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 受注者は、個人情報(金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)第2条第2号に規定する個人情報をいう。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 4 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 7 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 9 受注者は、発注者の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。
- 10 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了(業務中止及び業務廃止を含む。)後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。

13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(守秘義務)

第12条 受注者は、本契約の遂行およびそれに付随して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第13条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が契約書及びこの約款の条項に違反したとき。
- (3) 受注者が発注者の承諾なしに、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に委託し、又は請け負わせ、若しくは譲渡したとき。
- (4) 受注者が談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。
- (5) 受注者が正当な事由がなく着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (6) 委託業務の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受注者がこの契約の解除を申し入れたとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めるとはできない。

(契約が解除された場合の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額(月額)に12を乗じて得た額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 発注者は、第1項の規定により違約金を徴収する場合において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しているときは、当該契約保証金又は担保をもって当該違約金に充当することができる。ただし、当該担保が公立大学法人金沢美術工芸大学契約事務取扱規程第39条において読み替えて準用する公立大学法人金沢美術工芸大学契約事務取扱規程第8条第1項第6号に掲げるものである場合にあっては、第6条第7号の規定により契約が解除された場合を除く。

(レーザー加工機の返還)

第15条 発注者は、賃貸借期間が満了したときは、またはこの契約を解除したときは、直ちに賃借したレーザー加工機を返還するものとする。

(契約保証金)

第16条 この契約に係る契約保証金は、公立大学法人金沢美術工芸大学契約事務取扱規程(平成22年4月1日法人規程第80号)第40条第6号の規程により免除する。

(規程の適用)

第17条 この契約に定めるもののほか、公立大学法人金沢美術工芸大学契約事務取扱規程の定めるところによる。

(疑義の決定)

第18条 この契約について疑義を生じたときは、必要に応じて、双方協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

発注者 金沢市小立野5丁目11-1
公立大学法人 金沢美術工芸大学
理事長 山崎 剛

受注者